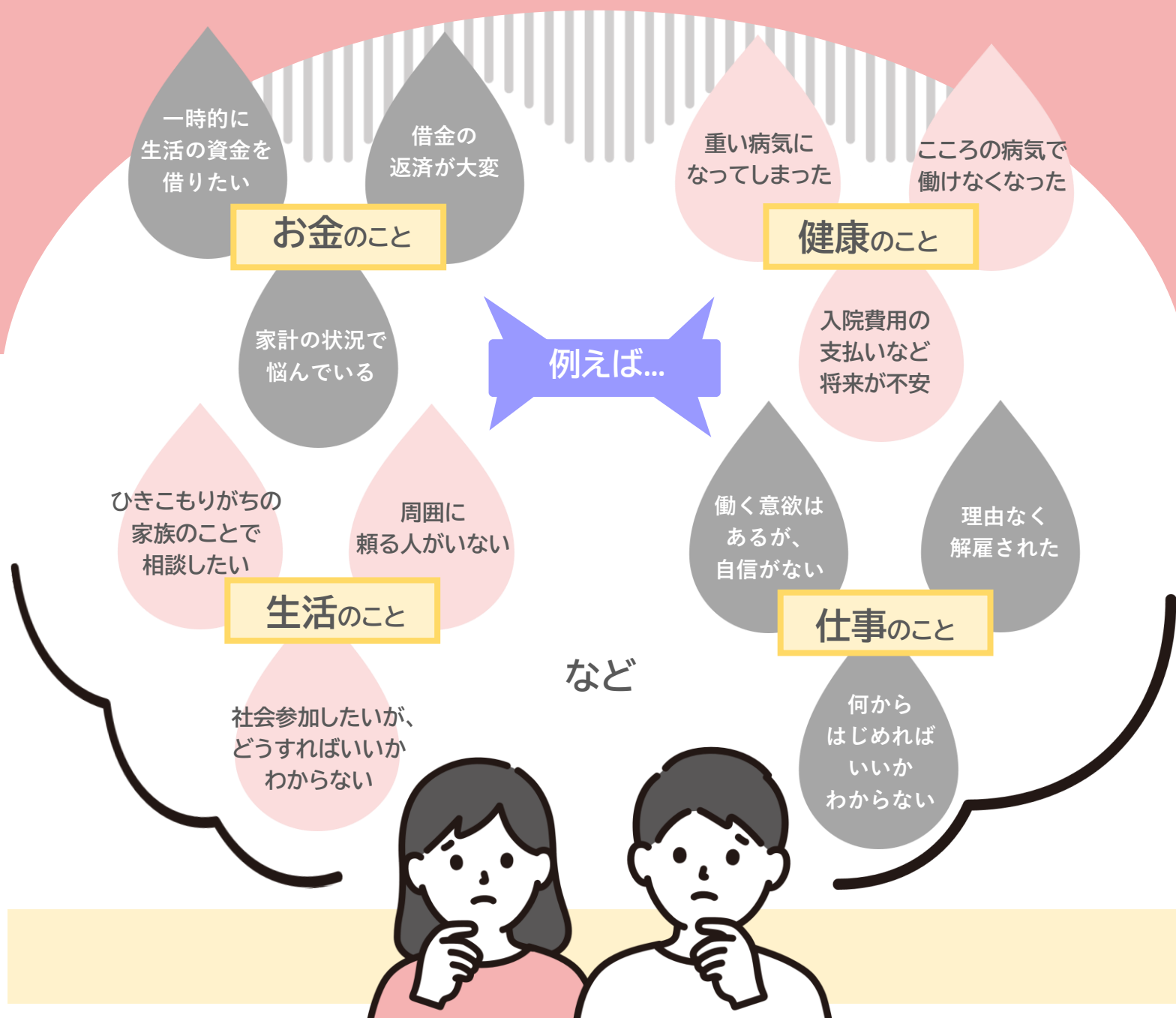


生活の困りごとをいっしょに考えます

1人で悩まずに、まずは**ご相談**ください



まずは、甲賀市生活支援窓口へ

- ・相談支援員があなたの悩みに寄り添って、どうしたらよいか一緒に考えていきます。複雑・深刻化する前に来所またはお電話で、お気軽にご相談ください。来所が難しい場合はまずお電話ください。必要に応じて相談支援員が訪問いたします。
- ・生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。ためらわずにご相談ください。

甲賀市役所 生活支援課 (平日 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分)

電話：0748-69-2158 F A X：0748-63-4085 e-mail koka10253025@city.koka.lg.jp

仕事や生活に困っていらっしゃる方は、まずはご相談ください。 一人ひとりの状況に合わせて様々な支援を行います。



自立に向けた 相談支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(自立相談支援事業)



就労に向けた 支援

「働くことに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに一般就労が難しい方に、就労体験の機会などを提供します。

(就労準備支援事業)



子どもの学習・ 生活の支援

学習支援をはじめ、基本的な生活習慣を身につけるための支援、進路選択に関するアドバイス、居場所の提供など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(子どもの学習・生活支援事業)



住まいの維持・確保のための支援

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれのある方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。住居をもたない方などに、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

(住居確保給付金、居住支援事業)



家計の立て直しの ための支援

家計の「見える化」を支援員が一緒に行い、立て直しのアドバイスを行うことで早期の生活再生を支援します。

(家計改善支援事業)

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※「就労準備支援事業」、「居住支援事業」については、一定の資産・収入に関する対象者の要件がありますが、本事業による支援が必要であると認める方なども対象としています。

※これらの事業のほか、関係機関などと連携し、適切な支援機関につなぐこともあります。

相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

1 まずは甲賀市 生活支援窓口へ

生活支援窓口で相談ができます。生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。



2 あなただけの プランを作ります

相談者の方の希望を尊重しながら、目標や支援内容を支援員と一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。



3 支援決定・ サービス提供

支援プランを元に、必要な事業やサービスにおつなぎします。状況を相談員が定期的に確認し、場合によってはプランを見直します。



4 自立し 安定した生活へ

支援の結果、自立に向けた目標を達成すると支援は終了です。その後は、必要に応じて支援員によるフォローアップが行われます。



甲賀市にお住まいの方で、生活にお困りの方は、下記にご相談ください。

甲賀市役所 生活支援課 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地

電話：0748-69-2158 F A X：0748-63-4085 e-mail koka10253025@city.koka.lg.jp